

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金

☐ 支給申請書
☐ 内払金支払依頼書
☐ 差額申請書
☐ 付加金申請書

◎ 「※」印欄は記入しないで下さい。
◎ 記入の方法、添付書類については裏面に記載してあります。必ずご覧下さい。

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	①	被保険者証	記号		番号		②	事業所名								
	③	被保険者(申請者)の氏名						④ 生年月日								
							昭和	年	月	日						
							平成									
	⑤	被保険者(申請者)の住所														
		〒 ー (日中の連絡先) ()														
	⑥	被扶養者が出産した場合の申請であるときは、その方の						⑦	氏名		⑧	生年月日	昭和	年	月	日生
												平成				
⑦	出生した年月日	令和	年	月	日	⑧	出生児数	⑨	死産児数	⑩	妊娠経過期間	ヵ月 週				
							人		人							
⑪	出生児の氏名	フリガナ				⑫	被保険者と出生児の続柄			※	法第3条第2項被保険者として支給を受けた場合はその額(調整減額)					円
⑬	資格喪失後、家族の被扶養者となったとき、または被扶養者が被保険者であった場合には、その当時被保険者証の		保険者名				連絡先電話番号				記号・番号					
			健康保険組合								ー					
			国民健康保険				()									
			全国健康保険協会				支部									

医 師 ・ 助 産 婦 ま た は 市 区 町 村 長 が 証 明 す る と こ ろ	⑭	出生した年月日	令和	年	月	日	生産または死産の別	生産・死産(妊娠) ヵ月 週					
		出生児の数	単胎・多胎() 児				備考						
	上記のとおり相違ないことを証明する。												
	令和 年 月 日												
	医療施設の名称・所在地 医師・助産師名												
	本籍												
	筆頭者氏名												
	出生届出日	令和	年	月	日	出生児氏名			生年月日	令和	年	月	日
上記のとおり相違ないことを証明する。													
令和 年 月 日													
市区町村長名													
印													

振 込 口 座	⑮	金融機関名				支店名				預金種別	口座番号			
		フリガナ				フリガナ				普通 当座				
		銀行 農協 信金 信組				本店 支店								
		金融機関コード				店番								
	口座名義 〔カタカナで ご記入ください〕								＜お振込先について＞ ※ 被保険者(申請者)名義の口座を記入してください。 ※ 代理人に委任する場合は⑮委任状を記入のうえ 代理人名義の口座を記入してください					

委 任 状	⑯	本請求に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。									
		令和 年 月 日									
		被保険者住所(申請者)氏名									
		印									
受 領 代 理 人 の 欄	受領代理人の住所	〒 ー									
	受領代理人の氏名	委任者と代理人との関係									
社会保険労務士の提出代行者											

令和 年 月 日
受付日付印

出産育児一時金の支給要件について

【被保険者】

被保険者が妊娠4ヶ月（85日）以上の出産をした場合出産育児一時金を支給いたします。

※ 資格喪失後、6ヶ月以内の出産の場合は、加入していた保険者から出産育児一時金の支給を受けることができます。（ただし被保険者資格期間が継続して1年以上ある場合）

【家族（被扶養者）】

家族（被扶養者）が妊娠4ヶ月（85日）以上の出産をした場合出産育児一時金を支給いたします。

出産育児一時金付加金の支給要件について

【被保険者】

出産育児一時金の支給を受けるとき、合わせて付加金を支給いたします。

ただし資格喪失後における出産の場合は、出産育児一時金付加金の支給はありません。

（組合理約第55条第2項）

付加金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

（組合理約第62条）

被保険者が法101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として50,000円を支給する。

【家族（被扶養者）】

家族出産育児一時金の支給を受けるとき、合わせて付加金を支給いたします。

（組合理約第62条の2）

被扶養者が出産したときは、法114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者 に対し、家族出産育児一時金付加金として、50,000円を支給する。

記入方法について

- 1 標題の「被保険者」と「家族」の別及び④の年号は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 被扶養者が出産した場合は必ず⑥の㊸・㊹欄に記入して下さい。
- 3 多児出産の場合は⑪欄に氏名を全て記入して下さい。
- 4 直接支払制度を利用した場合は⑭の証明は必要ありません。
- 5 直接支払制度を利用しない場合は⑭医師・助産師による出産証明又は市区町村長による証明を受けて下さい。
- 6 ⑭の証明が受けられない場合は、出生が確認できる書類（戸籍謄（抄）本・戸籍事項記載証明書・登録原票記載事項証明書のいずれか又は出生証明書）の原本を添付して下さい。
ただし、死産の場合には医師・助産師に限って証明を受けて下さい。
- 7 給付金の受領を被保険者以外に委任する場合は、⑯委任状に必要事項を記入し、支払金融機関の欄に受取代理人名義の口座を記入して下さい。

添付書類について

【直接支払制度を利用した場合】

添付書類はありません

【直接支払制度を利用しない場合】

- 1) 分娩機関と交わした合意文書（直接支払制度を利用しない旨記載）の写し
- 2) 分娩機関から交付される出産費用の領収・明細書の写し
 - ・直接支払制度を用いていない旨の記載があるもの
 - ・産科医療補償制度の対象分娩であれば証明印があるもの

【海外で出産した場合】

- 1) 出生が確認できる書類（出生証明書等※）の原本

※翻訳者の氏名と住所を明記した和訳文を添付してください。

- 2) パスポートの写し（出産時における海外渡航の事実確認のため）

- ・氏名・顔写真のページ
- ・出産期間の出入国時のスタンプが押されているページ

〔 パスポートで渡航の確認をできない場合は、法務省で出入国記録の開示請求の手続きを行っていただき出入国に係る証明書を添付してください。 〕